

北労発基 0511 第 2 号
令和 4 年 5 月 11 日

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会長 殿

厚生労働省北海道労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 48 条において歯科医師による健康診断（以下「歯科健診」という。）の実施が事業者に義務付けられているところですが、令和元年に厚生労働省が実施した調査において、常時使用する労働者が 50 人未満の事業場において、歯科健診の実施率が非常に低いことが判明いたしましたところ。

このようなことから、今般、歯科健診の実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、下記のとおり安衛則について所要の改正を行いました。

つきましては、同封のリーフレットなどを参考に、傘下会員への周知に御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の内容

- (1) 有害な業務（※）に従事する労働者に対して歯科健診を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第 48 条の歯科健診（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならないことといたしました。

※ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 22 条第 3 項において、「塩素、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されています。

- (2) 現行の定期健康診断結果報告書（様式第 6 号）から、歯科健診に係る記載欄を削除することとし、歯科健診に係る報告として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第 6 号の 2）」を新たに作成いたしました。

当該報告書について、様式第 6 号には記載欄がなかった歯科健診にかかる有害な業務の内容等の記載欄を追加いたしました。

- (3) その他所要の改正を行いました。

第2 改正期日等

(1) 施行期日

改正省令は、令和4年10月1日より施行いたします。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に提出されている改正省令による改正前の安衛則（以下「旧安衛則」という。）様式第6号の報告書（安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係るものに限る。）は、改正省令による改正後の安衛則様式第6号の2の報告書とみなすとともに、改正省令の施行の際、現にある旧安衛則に定める報告書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

また、改正省令の施行の前に行われた安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係る同令第52条の規定の適用については、なお従前の例によります。

担 当 北海道労働局労働基準部健康課

労働衛生専門官 石田

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎

TEL011-709-2311(内線 3563)